

首都直下地震の復興対策に関する平成 19 年度の動向

- I 国における取り組みの状況
- II 地方公共団体及びその他の関係団体の動向

I 国における取り組みの状況

項目	概要
1-1 復興への取組体制構築	<p> ■中央省庁における業務継続計画策定の取組（内閣府・各省） 「首都直下地震対策大綱」において、首都中枢機関は発災時に機能継続性を確保するための計画として業務継続計画を策定することが施策として位置づけられたことから、内閣府（防災担当）では、中央省庁の業務継続計画策定作業を支援するために、「中央省庁業務継続ガイドライン第1版」を策定した。 現在、各省庁において、本年6月を目途に業務継続計画を策定すべく、作業を進めているところ。 なお、国土交通省では、平成19年6月に中央省庁として初のBCPである「国土交通省業務継続計画」を作成し、同計画に基づき、訓練や定期点検を活用して、絶えず計画の見直しを行い、業務継続力の向上を図っている。また、港湾の機能確保に関して、民間事業者と港湾管理者、関東地方整備局等の行政機関とが協働で港湾機能を確保するための港湾BCPを作成し、協働体制の構築について検討している。さらに、発災時において官庁施設に求められる機能を定め、それを満たすための具体的手法を「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」として取りまとめるべく、作業を進めている。 </p> <p> ■緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の創設（国土交通省） 国土交通省では、これまでも、被災地の被害状況の早期把握や早期復旧のため、全国の地方整備局等から迅速かつ適正に人員・資機材を被災地に派遣するなどの対応を行っていたが、今後、激化する災害に対し、更なる危機管理の充実・強化を図るため、平成20年度に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を創設し、派遣体制等を整備する。これにより、大規模災害時には、全国的な観点から、ヒト、モノ、カネ、情報という資源、技術力を瞬時に再配分し、社会基盤施設の早期復旧、二次災害の防止を図る。 </p>

項目	概要
<p>1-2 基本インフラの復旧</p>	<p>■耐震強化岸壁の整備（国土交通省） 平成19年度は、東京湾臨海部において、避難者や緊急物資等の輸送を確保するための耐震強化岸壁の整備や、地震発生後も国際物流機能を維持するための国際海上コンテナターミナルの耐震強化を推進。これにより、首都直下地震発生時に被災地域の早期の復旧・復興に資する。</p> <p>■港湾BCPによる協働体制構築（国土交通省）再掲</p> <p>■緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の創設（国土交通省）再掲</p> <p>■下水道の事業継続計画のあり方の検討（国土交通省） 平成19年10月より「下水道地震対策技術検討委員会」を開催し、被災時において、住民の日常生活や安全の確保のために下水道がとるべき対策についての検討を実施。 平成20年度に本委員会において、下水道における地震対策の一層の推進に向けての検討を行い、被災時にも下水道の有する機能を確保するための計画のあり方を取りまとめる予定。</p> <p>■東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備・運用体制の強化（国土交通省） 川崎港東扇島地区において、合同現地対策本部の一端として被災時の物流コントロール機能を有する基幹的広域防災拠点の整備を推進し、平成19年度中に整備を完了する。 また、地震発生時に国が主導して緊急物資の輸送活動の支援や応急復旧活動が円滑に実施できるよう、非常災害発生時に国土交通大臣が基幹的広域防災拠点を適切に運用するための制度を創設するため、第169回通常国会に港湾法の一部を改正する法律案を提出。 これらにより、首都直下地震発生時に国が行う広域的な緊急物資輸送活動、応急復旧活動等の円滑化が図られ、被災地域の早期の復旧・復興に資する。</p>
<p>1-3 財政面での対応</p>	<p>—</p>

項目	概要
2-1 居住安定対策	<p>■首都直下地震に係る避難対策等の検討（内閣府）</p> <p>首都直下地震避難対策等専門調査会（平成18年8月設置）においては、避難者対策として、疎開・帰省の奨励・斡旋や、避難所としてのホテル、空き家等の活用等の具体化、また、帰宅困難者対策として、混乱防止のための「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底、企業・学校等への従業員・児童生徒等の一時収容の実施、徒歩帰宅者に対する情報や一時休憩施設の提供等の具体化のための検討を行ってきた。</p> <p>具体的には、平成18～19年度には、現状の対策と課題の整理、時系列別の被害シナリオの作成、避難所や応急住宅の需給バランスの推計、徒歩帰宅者に関するシミュレーションの構築・実施、これらを踏まえての今後新たに進めるべき対策の方向性とその課題等に係る調査・検討・整理を行ってきたところであり、平成20年度には、これまでの検討等を踏まえ、専門調査会において、明らかになった課題に対する対策を提示し、避難者・帰宅困難者対策の取りまとめを行うことが予定されている。</p> <p>■住家の被害認定に関する検討（内閣府）</p> <p>住宅の被害認定業務の効率化に向けた市町村の体制整備等について審議する「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備に関する検討会」を設置し、検討開始。中越沖地震での被害認定業務の実施体制整備に係る論点、被災経験を有する自治体インタビュー、兵庫県の家屋被害認定士制度、望ましい体制整備のあり方等を議論した。本年度中に報告書をまとめる予定。</p> <p>また、首都直下地震における住家被害の認定に関して、平成19年度に、航空写真等の活用の可能性について検討した。</p> <p>■小規模住宅地区改良事業の拡充（国土交通省）</p> <p>中山間地域等における小規模な被災集落において、慣れ親しんだコミュニティの中で暮らし続けられるよう、住宅の供給と住環境整備を一体的に行う小規模住宅地区改良事業について、平成20年度よりその対象地区要件を拡充し、被災地の住まいの復興を支援する。</p>

	<p>【平成 20 年度拡充内容】</p> <p>大規模な災害による被害を受けた過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条に規定する過疎地域）における小規模な被災集落において実施される小規模住宅地区改良事業の対象地区要件について次の通り拡充を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不良住宅戸数 15 戸以上 → <u>5 戸以上</u> ・不良住宅率 50%以上 <p>※下線部が拡充内容</p>
<p>2-2 暮らし・生計 の支援</p>	<p>■被災者生活再建支援法の改正（内閣府）</p> <p>平成 19 年 11 月、被災者生活再建支援法が改正された。</p> <p>○対象用途の制限撤廃</p> <p>最大支給額 300 万円は据え置き。生活用品の購入、住宅の解体・撤去、ローン利子が対象だった支援金の用途の制限を撤廃。被災者からの要望が強かった住宅本体の建設・購入にも使えるようになった。全壊世帯に 100 万円、大規模半壊世帯に 50 万円を定額で支給するほか、住宅を建設・購入する世帯に 200 万円、補修に 100 万円、賃借に 50 万円を別途定額支給。</p> <p>○支給要件の撤廃</p> <p>年収、年齢による支給要件が撤廃された。</p> <p>○適用</p> <p>能登半島地震、新潟県中越沖地震、台風 11 号・12 号の 4 災害の被災者について、新制度の利用を認める。</p>
<p>2-3 市街地・コミュニティ復興</p>	<p>■被災文教施設の応急危険度判定に係る技術的支援（文部科学省）</p> <p>大規模地震等が発生した際に、文教施設の安全確認を行うための「被災文教施設の応急危険度判定に係る技術的支援制度」を設け、設置者からの要請に応じ、速やかに派遣できるよう被災文教施設応急危険度判定士の登録者名簿を毎年更新している。</p> <p>■被災地における復興まちづくり総合支援事業（都市防災総合推進事業の拡充）（国土交通省）</p> <p>[目的]</p> <p>大規模な災害により被災した被災地を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、復興まちづく</p>

	<p>り計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の施設整備まで、一体的に支援する。</p> <p>[補助対象]</p> <p>①復興まちづくり計画策定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「復興まちづくり事業計画」の策定 ・住民合意形成 <p>②復興に向けた公共施設等整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強いまちに復興するための公共施設等整備 ・まちの活性化につながる公共施設の高質化等 <p>③復興まちづくり施設整備助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同施設整備費 ・集計施設整備費 <p>[事業主体] 市町村</p> <p>■小規模住宅地区改良事業の拡充（国土交通省）再掲</p>
2-4 経済復興	—
その他 （各項目共通）	<p>■ 首都直下地震防災・減災特別プロジェクト（うち、広域的危機管理・減災体制の構築に関する研究）（文部科学省）</p> <p>本プロジェクトは、南関東で発生するM7程度の地震（首都直下地震）について、切迫性が高く、推定される被害も甚大であることから、平成19年度からの5カ年プロジェクトとして、首都直下地震の姿（発生可能性や揺れの大きさ等）の詳細を明らかにするとともに、耐震技術の向上や地震発生直後の迅速な被害把握等と連携を図ることで、被害の大幅な軽減と首都機能維持に資することを目的として開始した。</p> <p>なお、本プロジェクトは①首都圏周辺でのプレート構造調査、震源断層モデル等の構築等、②都市施設の耐震性評価・機能確保に関する研究、③広域的危機管理・減災体制の構築に関する研究、の3つのサブプロジェクトで構成されている。</p> <p>このうち、広域的危機管理・減災体制の構築に関する研究は、平成14～18年度までの「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」の成果を踏まえ、「危機管理対応能力」、「生活再建能力」を向上させるための方策の検討、個別方策を総合的にマネジメントする情報プラットフォームの構築、さらには研究成果を災害対応従事者、地域住民・企業へと還元し、被災時の回復力の</p>

向上を図る研修・訓練システムを確立するための手法の構築等を行い、最大2,500万人と予想される首都直下地震被災者の生活再建方策の確立を目指すものである。

なお、平成19年度においては、被災者生活再建支援業務等の自治体災害対応業務フローの構築を進めるとともに、首都圏8都県市の自治体職員の参加による研修を試し、課題の明確化と解決手法の方向性の確認、および情報提示手法、訓練手法等の検討を進めている。また、ライフライン被害のミクロ・マクロモデルの構築を開始し、復興シナリオの構築や妥当性の検討を進めている。

II 地方公共団体及びその他の関係団体の動向

項目	概要
自治体の動き	<p>■東京都の復興の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ○震災復興マニュアル（施策編）の修正 <ul style="list-style-type: none"> ・15年4月時点の182課題の検討終了(19年8月) ⇒マニュアルの修正(19年10月) ○地域防災計画の修正(19年5月) <ul style="list-style-type: none"> ・復興プロセス、都・区市町村の役割、相談所等を記載 ○地域住民の組織づくりの発展 <ul style="list-style-type: none"> ・復興模擬訓練⇒区市町村で実施(2区1市の3地区) ・報告交流集会(19年8月) ・「地域防災力向上事業」の実施(19～20年度) <ul style="list-style-type: none"> 町会と企業・学校等の連携、地域特性に応じた事業 ⇒「地域における共助の仕組み」の構築 ○区市町村震災復興標準マニュアルの検討開始 <p>■横浜市の復興の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者支援に関する各種制度の概要の作成 <ul style="list-style-type: none"> 国の被災者支援に関する各種制度の概要を踏まえ、本市独自の被災者支援制度やお問い合わせ窓口を加えたものを作成しており、本年度内に公表する予定。 ○震災時の被害認定（火災を除く）及びり災証明発行の手引きの作成 <ul style="list-style-type: none"> 新潟県中越地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震での被災市町村での教訓等を踏まえ、国の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を基本に、震災時の被害認定調査体制や被害認定調査表及びり災台帳の作成要領、り災証明の発行体制等を定めた、震災時の被害認定（火災を除く）及びり災証明発行の手引きの作成を進めている。 <p>■兵庫県の復興の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ○兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進、全国的な制度の検討を提唱

項目	概要
その他関係団体の動き	<p>■日本災害復興学会の発足</p> <p>平成20年1月に日本災害復興学会発足。防災、法律、行政、医学、報道、損保、コンサル等のメンバーが参加。関西学院大災害復興制度研究所が事務局。阪神・淡路大震災や新潟県中越地震の教訓を文化として定着させ、巨大災害に備える新たな復興の仕組み作り、災害復興を通じて日本の国のあり方・社会の仕組みを考える。被災地での経験から得られた知恵をデータベース化（災害版「ウィキペディア」）。インターネットを使い、全国で共有。被災者の視点に立った復興の法制度化検討、災害報道に携わる記者等との意見交換を通じて復興報道や効果的な情報発信などの研究も進める。</p>

《参考》

項目	概要
	<p>■「能登半島地震復興プラン」（第1次計画）（平成19年10月：石川県）</p> <p>○復旧・復興の基本的視点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. まずは、高齢者等が住み慣れた地域で安全・安心な暮らしを再建できることが何よりも重要。 2. また、能登の風土に根ざした特色ある産業の再建・復興により、地域経済の活性化を図る。 3. さらに、地域コミュニティの再生により、長年にわたり暮らしや生業により形成されてきた“能登らしさ”を象徴する有形・無形の貴重な地域資源を次代に継承するなど、持続可能な地域づくり・地域振興を図る。 <p>○復旧復興の目標</p> <p>「持続可能な能登の再生と創造」</p> <p>○事業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全・安心な暮らしの再建： <ul style="list-style-type: none"> 生活の再建、生活基盤の復旧・整備推進 2. 地域の特色ある産業・経済の再建・復興： <ul style="list-style-type: none"> 産業の復興、農林水産業の復興

3. 持続可能な地域づくり：

地域コミュニティの維持・再生、地域資源の保存・活用、交流とにぎわいの創出

■「新潟県中越沖地震復興ビジョン 新潟県中越沖地震復興へ向けた諸課題」（平成19年12月：新潟県）

○本ビジョンの位置づけ

- ・原子力発電所の動向が白紙の状態であるため、地域の住民・自治体が今後のまちづくりの方向性を検討する際の参考となるような、影響分析と事例等の提示にとどめている。
- ・道路等の社会資本や公共施設の復旧、災害医療対策等については言及していない。

○復興の課題

1. 地域住民の生活再建 ー被災者の生活再建支援が最優先事項ー
2. 風評被害への対応 ー県内全域に及んだ風評被害への対策は喫緊の課題ー
3. 原子力発電所の動向 ー地域経済・社会に影響を及ぼす可能性のある原子力発電所の動向ー

○復興のコンセプト

ー 相互依存関係を活かした都市の復興を目指す ー

○復興の方向性

1. 生活再建支援 ー被災者への早急な支援を目指すー
2. 都市地域の再生 ーコンパクトシティによるまちづくりを目指すー
3. 地域防災力の強化 ー防災力強化による事業継続性の確保を目指すー
4. 風評被害の払拭 ー全县を挙げて新潟県の活性化を目指すー

○原子力発電所の今後と地域づくり

1. ケース1への対応 ー原子力発電所の安全性が確認された後、運転が完全に再開されるケースー
2. ケース2への対応 ー最終的に、原子力発電所が廃炉となる場合ー